

特別障害者手当・経過的福祉手当の現況届等の提出について

特別障害者手当・経過的福祉手当を受給している方は、毎年1回、居住の状況や前年の所得等に関する現況届を市に提出することが必要です。

提出された内容を審査し、支給要件に該当する場合は、引き続き当該手当を受けていただきます(現況届の提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなることがあります)。

記

1. 提出期間 令和8年8月12日(水)～9月11日(金)
2. 対象者 現在、特別障害者手当・経過的福祉手当を受けている方
(所得制限超過により支給停止となっている方を含む)
3. 用紙の配布 現況届の用紙は、市から対象者に郵送します。
4. 提出先 舞鶴市役所障害福祉・国民年金課 または、西支所

《参考》

①特別障害者手当とは

精神又は身体に、重度の障害が2つ以上あるなど、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の方(在宅に限る)を対象とした手当

②経過的福祉手当とは

昭和61年3月31日に20歳以上であり、従来の福祉手当の受給者であった方のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金を支給されていない方を対象とした手当(新規受付は行っていません)



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市障害福祉・国民年金課(担当:織田・山口)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1033](tel:0773-66-1033)、[FAX:0773-62-7957](tel:0773-62-7957)
E-mail:s-fukushi@city.maizuru.lg.jp